

佐賀県公立学校教頭会  
第3回理事研修会

法的な観点から見た学校の諸問題の対応について

2022年12月16日

福岡県糟屋郡粕屋町スクールロイヤー  
吉田総合法律事務所 弁護士 吉田俊介

## 目次

第1 学校事故における法的責任の基本構造(資料1)

第2 具体的事例をもとにした考察(資料2)

1 【事例1】

2 【事例2】

3 国家賠償法に基づく賠償責任

第3 公務員(教員)に発生しうる責任の種類(資料3)

第4 おわりに 教育的責任と法的責任の関係

## 学校事故における法的責任の基本的構造

- ・「法的な問題」と「教育的な問題」を切り分けて把握・分析する観点を持つ。そのうえで各個の問題にあたる（EX: 下校中の事故に教員の法的責任は？保護者から「証拠を出せ」と迫られたら？など）
- ・法に関する研修を行って、両者の違いを理解した上で保護者対応にあたり、教育活動に取り組んだりすることが、今まで以上に必要になってきている。

### 1 学校事故の意義

「1 教育活動」及びこれに「2 密接不離」する活動下において発生する事故 と定義。

### 2 不法行為と債務不履行

① 不法行為（民法 709 条、715 条 1 項又は 714 条 2 項）の特別法

→ 国家賠償法 1 条 責任

・ 公権力行使等公務員の職務に伴う違法行為
・ 故意又は「3 過失」
・ 損害の発生
・ 違法行為⇔損害 の因果関係

※ 公務員の個人責任・・・「4 否定」される（最高裁判例）

※ 国家賠償法 1 条 2 項・・・「公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して「5 求償権」を有する」

② 債務不履行責任（契約の存在、その違反という構成）

・ 契約（債務の本旨）・・・児童生徒に対して負う「6 安全配慮」義務
・ 債務の本旨の不履行
・ 損害の発生
・ 不履行と損害との因果関係

### 3 教師の「過失」とは何か（「違法性」判断と同様）

① 作為ではなく、「不作為」が問題となる。

→ 「〇〇すべきだったのにそうしなかった」

② 「過失」

・ 「過失」とは、以下のように客観化して捉えられる。

→ × 「ついうっかり（内心）」

→ ○ 「7 予見可能性」を前提にした「8 結果回避義務（6 安全配慮義務）違反」

③ 学校事故における「過失」

→ 「7 予見可能性」を前提にした「6 安全配慮義務違反」のこと

※ 注意義務の及ぶ範囲＝「1 教育活動」及びこれと「9 密接不離」の関係にある活動」

※ どのような場面で「6 安全配慮義務」があったといえるか？の判断要素

- ・ 時間帯、児童の年齢、能力・当該活動の標準ライン、
- ・ 教師側に特別に強める事情、弱める事情

#### ■ 予見可能性について

- ・ とっぴな出来事は予見できない（普段大人しい生徒が突然暴れて怪我させた等）場面、時間によって判断が分かれる。

## 資料 2

### 【事例 1】学校外で起きた生徒間トラブル

放課後、学校外の公園で、生徒 A と生徒 B が喧嘩をし、生徒 B が怪我をするとともにメガネが割れた。担任教員 1 は、生徒 B の保護者 b から呼び出され、自宅を訪問したところ、保護者 b から「日頃の指導がなっていない」と罵倒されたうえ、以下の措置を取るよう求められた。

- ア 指導が行き届いていないことを認めるため、生徒 B の前で土下座せよ
- イ 「生徒 B が二度と他の生徒から喧嘩されたり、いじめられたりしないようにする」との誓約書を作成せよ
- ウ 担任の監督責任として怪我の治療費・メガネの修理代を損害賠償請求（のち、学校に対しても）
- エ 保護者 A を学校に呼び出し、担任 1 立ち会いのもと、話し合いの場を設定せよ

Q 1 学校関係者が、子供の喧嘩に関して、監督義務違反により責任を負うのは、どのような場合か。

- ・「学校外」の生徒間トラブルについては、原則として法的責任は生じない（教育活動及び密接不離の活動内で生じた事故ではないから）。
- ・「学校内」かつ「教育活動内」で起きた生徒間トラブルで「加害生徒の問題性が顕著で学校がそれを十分認識していたような場合」に、学校に監督義務違反が生じる可能性がある。

Q 2 土下座や誓約書作成の要求に応じる義務があるか。

- ・土下座に応じる必要はない。応じるべきでない。むしろ、相手が「強要罪」。
- ・文書作成についても、文書で出す必要はない（出さない方がよい）。
- ・公文書の開示手続（情報公開等）してもらうしかない、との説明を。
- ・担任や教頭、校長が勝手に報告書を渡すのも良くない（組織体として対応を）

Q 3 学校外で起きた喧嘩について、学校が法的責任を負うか（治療費、メガネ代）

- ・学校外でのトラブルなので、原則として学校に法的責任は生じない。
- ・現場の各人が、組織体に無断で勝手に学校の責任を認めないこと。

Q 4 学校が法的責任を負わない事項について、担任教員を含め、学校で話し合いの場を作る際あるか

- ・教育的責任としても、場を作る義務はない（各々の保護者が各々やるべきこと）。
- ・加害者の連絡先を求められた場合
  - 個人情報であるため、目的外使用にあたり開示できない。
  - （法的、公的に）弁護士を通すなど保護者さんで対応して下さい。

### 【事例 2】学校の授業や施設利用により発生した事故に関する学校の対応

体育のドッチボールの授業で、生徒 A の投げたボールが、生徒 B のメガネにあたり、メガネが壊れてしまった。

生徒 B の保護者 B は、担任 1 の監督不行き届きであるとして、学校にメガネ代の弁償を求め、教員全員でお金を出し合って弁償するように求めてきた。

Q 1 本件事故において、教員 1 の「過失」はあるか

- ・「学校事故」であり、予見可能性がない、とまではいえなさそう。
- ・結果回避義務は？
  - 通常のチーム分等ではないが、チームとして力の差が大きくあり、試合が一方的な状況だとしたら、「結果は回避できたのにしなかった＝過失あり」となるかも

Q 2 仮に学校設置者が法的責任を負う場合、担任 1 がお金を出す必要があるか。担任 1 以外の教員についてはどうか。

- ・ない（公務員の個人責任は成立しない（最高裁判例））。

## 資料 3

### 【公務員（教員）に発生しうる責任の種類】

#### 1 刑事 と 民事 の 区 別

→ 法律問題は、刑事 ⇔ 民事 の 2 つの側面から捉えられる。

→ 公務員は、加えて、後北条の任用関係

(1) 刑事：「悪いこと」に対し「刑罰を科す」という作用。

警察の捜査→検察官の起訴→裁判所の裁判→有罪

(2) 民事：「個別の紛争」に対し「国家（裁判所）によって紛争を解決」という面。

基本的に、「お金の支払」で解決。

(3) 公法上の身分関係・・行政（自治体）と公務員との間の雇用関係

#### 2 処分（身分関係）は？

● 行政 ← ← 公法上の任用関係 ※ → → 職員 ※ 民間なら「雇用関係」

● 違法行為に対しては「懲戒処分」

→ 違法行為等の中身により裁量判断で決められる

戒告，減給，停職，免職

- ・ 懲戒処分の指針（ネットなどに公表されているので見てみる）
- ・ 免職 ⇔ 停職になるかならないかは，個別具体的な状況等を考慮

EX) 過去の事例で通勤中「歩行者をはねてしまった」二例の比較

A 横断歩道ありの道路の場合 → 免職となった

B 横断歩道がない道路の場合 → 免職とはならなかった（停職や減給）

→ 過失大きさに処分重さが決まる一例（横断歩道上の歩行者はねると過失極大）